

定 款

2020 年 6 月 22 日 変更

 **三菱食品株式会社**

三菱食品株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、三菱食品株式会社と称し、英文では Mitsubishi Shokuhin Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 加工食品、冷凍食品、チルド食品、農畜産水産物類、酒類、清涼飲料、果実飲料、調味料、油脂、乳製品、菓子類等の食品及び飼料、ペットフードの販売、輸出入
- (2) 農畜産水産物類、冷凍食品、清涼飲料、果実飲料の製造、加工
- (3) 日用雑貨、包装資材、化粧品、プリペイドカード、書籍、文房具、玩具、家庭用電気製品、健康器具、厨房用機器、医薬品及び医薬部外品の販売
- (4) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供
- (5) 情報処理サービス業、コンピュータのシステム設計・指導業務、コンピュータソフトウェアの企画・開発及び販売
- (6) 食品陳列機器、自動販売機、事務用機器、コンピュータ及び周辺機器の販売並びに賃貸
- (7) 前各号に掲げるものの問屋業、仲立業、代理業
- (8) コンビニエンスストアの経営
- (9) 物流システムの開発に関する業務
- (10) 倉庫業、荷役・梱包業
- (11) 貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業
- (12) 損害保険代理業及びトレーディング・スタンプの販売の代理
- (13) 不動産の所有、管理、売買、賃貸借及び仲介
- (14) 車両運搬具その他輸送及び荷役用機械・器具の販売、賃貸、修理、整備
- (15) 石油製品販売業
- (16) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億4,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の売り渡しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

- ② 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項の規定のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役が複数存在するとき又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。

② 議長は、株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び取締役会長)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役会長を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長が欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役が提案した取締役会の決議事項について取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第44条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以 上

〔最近の定款変更の沿革〕

1979年 3 月 29 日	一部変更	2003年 3 月 28 日	一部変更
1980年 3 月 31 日	一部変更	2004年 3 月 30 日	一部変更
1982年 3 月 30 日	一部変更	2005年 3 月 30 日	一部変更
1986年 3 月 31 日	一部変更	2007年 3 月 29 日	一部変更
1988年 3 月 30 日	一部変更	2009年 3 月 30 日	一部変更
1989年 3 月 30 日	一部変更	2010年 3 月 30 日	一部変更
1993年 3 月 30 日	一部変更	2011年 6 月 29 日	一部変更
1994年 3 月 30 日	一部変更	2015年 6 月 24 日	一部変更
1995年 3 月 30 日	一部変更	2019年 6 月 24 日	一部変更
1996年 3 月 28 日	一部変更	2020年 5 月 7 日	一部変更
2002年 3 月 28 日	一部変更	2020年 6 月 22 日	最終変更